

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 7月号 (通巻75号)

関西労働者安全センター

1980.7.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

新価格

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円

- **主張** 労災闘争の大衆的発展に向け
職場(社会)復帰闘争の着実な前進を! 1
- **シリーズ/ 反撃への地歩を(第3回)** 3
- **主張** ☆齊藤病院被害者の会・岡本隆吉
☆全国せきずい損傷者連合会近畿ブロック会議
兵庫県支部・仲谷春男
- 前線から(ニュース) 7
- 夏期カンパへの御協力のお願い 15
- 聞いの中から 16

いかだ労働者的心筋梗塞死 不服申請で労災認定をかちとる

—全港湾大阪支部安全衛生委員会—

三
主張

労災職場(社会)復帰闘争の大衆的発展に向け 着実な前進を!

労災職業病闘争が労働運動の重要課題としてとりくまれる中で、被災労働者の職場復帰、社会復帰問題が大きな課題としてクローズアップされできている。これはこれまでの労職闘争がいわゆる認定一補償の闘い ワクでくられがちであったものが、大衆的な労災闘争の中で生み出されてきた多数の労災被災者の労働権を求める動きであり、また、労働運動の一線で奮闘している労働者が災害源との闘いの中に被災者も参加せよとの呼びかけの強まりであるといえる。

職場復帰をめぐる
これまでの論議

労災職業病闘争のこれまでの運動の基調が資本・行政の無茶苦茶な労災者切り捨て政策（私病化、短期労災打切り等）から彼らを防衛するということ、また、被災者が独自で団体をつくり切り捨てと闘うこと、にあつたことは歴史的な経過からみても必然であり、今後とも重要な側面である。しかし、神戸、横浜、大阪などを中心とする全港湾の労災闘争の前進をはじめ、全国的な、そして大衆的運動としての労災闘争の発展の中では、それだけの位置付けではもはや闘いが前進しないという状況が強まっていく。これは「現場労働者と被災者の團結の問題」として、ここ数年様々な論議がなされてきた。そこにあつた一貫した傾向は「せっかく組合が労災かちとったのに、あ

いつ（被災者）は職場に帰る気があるへん」「休んどる方が賃金がええんやからな」というような一線の労働者からする被災者批判であった。それに対する反論も「被災者の立場をも」と理解しなければいかん」とか「労災になってみんとわからん」という程度の精神論や消極的なものに過ぎず、論議はあまりかみ合わないままに経過した。そして、これまでの労災闘争の大衆的発展が逆に反動化の要因にも転化し、資本に運動づぶしの介入を受ける土壤をさえ形成しつつあった。

観念論からの脱脚を
“きれいごと”でござりまへ

全金港合同や全港湾米穀運送分会における現場労働者と被災者の厳しい関係は、当初よく「組合による被災者抑圧」というような批判を受けた。しかし、現在あらためてその先進性を全国が注目している。そこには特段の新しい理論があるのではない。ただ被災者も労働者、仲間であること、そして現実に団結していくためには「きれいことではありません」ということであり、現場労働者と被災者間における様々な矛盾に正面から跳み、解決していくとする立場である。

画期的な 全国協の運動方針

もはや通用しない状況となつてゐることは確かである。それは労災闘争が何かむずかしい、特別意義が深いようくに言われた觀念的な運動状況から大衆的闘いへと発展したことに伴う必然的結果であるからである。

者が参加し、消極的態度をとる労基署に強力な指導を求めた。これらは画期的なことである。このように被災者運動、労働運動が職場（社会）復帰という共通の課題に対する闘いの開始は労災闘争の新しい極面を切り開くことになるだろう。もちろん、この問題は極めて困難性をもつものであり、高令者問題など未解決な問題が山積している。

復興問題研究会の 決定を勝ち取れ!

安全センターでもこのような運動の展開については積極的に支持するものであり、あらゆる努力をおしまないつもりである。その一つの試みとして関係諸団体の協力を得て「復帰問題研究会(仮称)」を近日発足する予定をしていい。めはえ始めたこの流れを大きな流れとして確立するために、長期的展望をもつて闘いを進めていこう。

労働者へのおせちやせ！

その3

改悪労災保険法案を完全に葬り去るために…

労働者・被害者すべての人々を
結集しうる思想を持った運動を

斎藤病院被害者の会 代表岡本隆吉

金儲けに

救急医療を利用

一九七一年当時大阪府の緊急指定
病院で、ニセ医者と院長の金もうけ
第一主義、デタラメ治療によつて、
五七名の肉親を奪われた遺族で結成
している「斎藤病院被害者の会」で
す。

斎藤病院といふのは、院長の斎藤
元一が一九六八年に大阪市大淀区の
通称天六交差点近くにあつた、鉄筋
四階建の中村病院を賣いとつて開設
した病院でした。斎藤元一は小学校
しか卒業していないが、戦時中、中
國で開業していたという経歴を利用
し、戦後引揚医師を対象とした医師

特例試験を受けて医師免許を取得、
病院開設と同時に四六床のベットの
うち十五床を常時救急用として申請
し、救急患者を連日救急車で搬送さ
せて経営基盤の確立を計つた。この
もくろみは当時、救急患者がウナギ
上りに増加するなかでみごとに成功、
初年度から徐々に救急患者搬送数が
増加し、ついに大阪府下第四位の救
急患者搬送数を記録した。一九七〇
年の搬送数は年間一六三〇回に及ん
でいる。病院規模からするとこれは
異常な数値であった。救急隊の間で
は、斎藤病院はいつ、どんな時でも
患者を引受けてくれるから評判が大
変良かつた。市内はもちろん、市外
県外からも搬送される程であった。
ところがその反面、病院内では大
変なことが起つていた。開設一年も

ならないうちに、阪大系の医師があまりにテタラメな治療が行なわれることに恐怖して、内部告発をおこない病院を去った。また、患者が多くて手いっぱいなため救急患者の受入れをことわった看護婦が、消防署からの通報で院長の齊藤元一の耳に入り解雇させられた。評判は医師、看護婦の間で悪くなり、人手不足となり出した。同時に金もうけをねらって、ついに院長はニセ医者を使ふようになった。当時、小児の急患をどの病院もきらつていたが、齊藤は喜んで受け入れた。齊藤からすればもの言わぬ子供こそ犠牲にしやすいのであった。こうして幼い子供達十九名を始め、五七名が満足な治療も施されないまま、なれば放置ないしはテタラメな手術で殺された。一九七一年十一月、大阪府警の捜査で二名のニセ医者と院長齊藤元一が逮捕された。調査の結果、齊藤元一は経歴をことごとく詐称し、医師免許を取得したニセ医者であった。深夜あてもなく救急車にすがつた、患者、

家族のフランにもするがる気持を逆なでした齊藤であった。マスコミは一斉に「齊藤病院ニセ医者事件」として大々的に報道、厚生省を中心にしてついに全面的なニセ医者摘発へと波及していく。

救急医療の確立

めざして立ち上がる

病院被害者の会を結成すると同時に、私達肉親を奪われた遺族は、齊藤こんなにテタラメな病院を救急指定にしていた大阪府、そして監視、監督を充分にしなかつた大阪市の責任を明確にさせ、一度と同じような非

この間私達は、齊藤病院と同じような悪徳医師、病院告発をしている

医療被害者との連帯を計る中で、救急医療の実態を告発し続けました。

一九七七年、ついに大阪において、全国に先がけた救急医療確立を求める、大阪府条例制定運動としての、四三万人に及ぶ条例制定直接請求運動を取りくんだのです。会結成五年目にしての全府民的な運動でした。

心でくる救急医療行政確立をめざして行政交渉にたちあがつた。また、ニセ医者まではびこらせている医師医療荒廃をつくり出している金もうけ医療の改革をめざして運動を始めた。こうすることこそ、私達に残された、亡くなつた肉親に対する最大

の供養であると考えたからです。一年間行政交渉を重ね、大阪府・市の責任を追及してきましたが、交渉のたびに後退する当時の黒田知事始めとした行政当局の態度を改めさせ、齊藤病院事件を教訓とした救急行政の抜本的改革に望みを託して訴訟を起したのが、会結成一年後の一九七二年十二月でした。齊藤元一と大阪府・市を被告として、第一次九遺族、第二次九遺族、第三次八遺族、計二六遺族の長い闘いが始またのです。

各地に休日、夜間の診療体制ができつつありますが、残念ながら医療の

中味は野放しであります。

其之謂也。」

權利譜集

薬づけ、検査づけ、過剰診療に代表される今日の金もうけ医療は、その中味において何ら斎藤病院事件當時と変わっていらないのが現実です。の

作用救済基金法、薬事法改悪攻撃が
しかりです。そして、未熟児網膜症
から子供を守る会の裁判闘争にみら
れる小児科学会の犯罪的態度、司法
の反動化、注射による筋短縮症に対
する日本医師会の犯罪的態度しかり
であります。

**脊髄損傷による
諸困難について**

しています。

卷之二十一

労災法改正に対する全国脊椎障害者 傷者連合会近畿ブロック会議の意見書

能力を喪失する発汗神経障害、尿毒症の危険にさらされるジンジン機能障害等と下激痛やシビレ等に苦しむ生活を送っております。

これらの各種障害があることから、本人、セキ損者家族には、いろいろな家庭問題が発生し、これら家庭問題から解放されないのが実情である。

一、夫婦の別居、離婚

一、セキ損者や介護者の就労不能

一、介護者の余命短縮と生活不安
(平均余命は約十二年)

一、介護者の疲労と

一、家庭生活、療養に伴う生活費増
大と収入の低減
一、その他

「調整」条項の導入

現行労災法は、補償も厚く充実してきただといわれますが、私たちから見れば厚いどころか、大穴だらけで

「思いつき施策」のつみ重ねとしか考えられません。特に「在宅障害者に対する介護制度」がないこと、退院時の「家屋改造のための制度」、私たちの足である「自動車支給維持のための制度」等のないこと、在宅被災者対策が何もないに等しいことを示している。

労災保険審議会の基本問題懇談会の「公益側意見書原案」の中で現行労災法が直面する課題に対応するいくつかの提案がなされていますが、その中で「労災補償制度と民事損害賠償制度との調整の改善」の提案内容は、大変に重要な問題であり、全労働者と被災者の生命と健康にかかる重要な権利問題であって、労働者・被災者のもつ基本的権利をはぐ奪するものである。

「二重負担」とは、災害によって生じた損害総額を超して補償されることを意味するもので、使用者側、公益側、労働省がいう「二重負担」とは全く理解できないものである。

私たちが、この改正意見原案に対

して最も恐れることは、使用者責任の災害が発生し、これによる死者、被災者が発生しても、これらの調整改善によって被災者による民事損害賠償請求訴訟に対する使用者側の負担が全く軽くなってしまえば、労働災害発生の抑止力がなくなってしまう、最悪の状況が必ずやってくることです。

両制度調整の改善がもたらす労働安全衛生管理制度の崩壊と災害の激増、調整の改善からくる使用者の損害賠償金額の軽減は、労働衛生規則や諸規格の履行無視となり、そして労働災害の多発激増、被災労働者激増となり二重負担の回避どころではなくなり、労働行政の基本であるべき労働安全の基本姿勢を自ら放棄したことになる。

日本の全労働者皆様、貴方の身に何時このような問題がふりかかってくるかわかりません。現在被災なされている諸君も、次期被災者のためにも断固反対運動に立ち上がりようではありませんか。

以上

前編

南支阪

才七回南大阪労働センター合宿
全国から医学生40名が参加

七月
23
26

第七回 南大阪労働五一
ルド合宿は、
約四〇名の参
加で南大阪労
働者診療所を
基点に7月23
～26日まで行

今年はほとんど医学生で
あつたので、労災職業病闘
争を通して何を労働者に学
ぶかというような問題が中
心的になつたといえるだろ
う。は年に一度の

今年はほとんど医学生で
あつたので、労災職業病闘
争を通して何を労働者に学
ぶかというよしやな問題が中
心的になつたといえるだろ
う。は年に一度の
とができた。
しかし、「

職場・社會復歸問題

・大阪府被災労働者同盟

加も多く、又全金大興産業支部等新たに訪問した労組もあって、24 25 日の労組訪問は密度の濃いものとなつた。そして、最終日には全港湾建設支部尾崎委員長の講演と、診療所運営委員会との交流を行つた。

一方、じさんの場合はペ
ンキ職人で、下請構造が複
雑であり、監督署に復帰申
出をした時点から障害がで
てきた。

て話し合った。会社も、ト
さんの訓練就労の場所を用
意しており、基本的にト
さんの希望にそう対策で合意
が得られた。

という課題が問題点として残るだろう。労働者との討論を含めて、総括と方針をしつかり出していくことが期待される。(詳細は次号)

う。中でも全
港湾大阪支部
米運分会で一
日動いたり、
健診部の健診
活動に同行し
着するだけではなく、どん
な形にしろ労働者の鬭いに
接しながらの発展を考える
医学生や他学部学生の連絡
をしつかりとり、一つ一つ
を実際の獲得物として残す

場合は雇用主がK親方であ
り、元請であるN塗装での

二十名以上の同盟員が参加
するなど、一步一歩職場復

の固い決意に、署交渉にも
帰の闘いは同盟全体のもの

協議会」を結成し、重点要
求の実現をはかるとともに、
被災労働者の全国的団結を

職場復帰は法的には不可能
であるとの見解を出してき
た。しかし、K親方は卒業

中で倒れ、事業閉鎖を考え
ており、Jさんと訓練就労
の場合は全くない状態であ
った。

被災者同盟は、被災者の
職場復帰をどう促進するか
という観点にたって行政指
導を行うよう追及し、先の
矛盾の解決を監督署に迫っ
た。そして、7月18日の西
野田労基署との交渉で、K
親方からの出向という形で
N塗装での訓練就労の場を
つくることは可能との見解
を引き出した。

その後、JさんとN塗装
との間で合意が得られ、出
向という形で訓練就労をし
ていくことになった。

職場復帰にかけるJさん

大阪

被災労働者の全國組織

被災労働者全国協議会代表者会議

去る6月28日、大阪にお

いて「八〇年労災法改正を
開く被災労働者全国協議会」
の代表者会議が開かれた。

今回の会議は、昨年12月
2日結成以来の闘いの総括
と今後の方針が中心議題と
なった。労災法改悪反対闘
争は、改悪案廃案という大
きな成果をかちとり、被災

労働者の力を国会内外に示
すことができた。しかし、

N塗装での訓練就労の場を
つくることを決意し、具体
的な内容に議論が移った。

ならば、形を変えての再上
程は必ずとの現状認識を全
て、闘いの中で痛感した

いを通じて労災被災者ばか
りでなく、公害、薬害の被

害者とも交流が深まり、会
員の意識も向上したとの意
見も出された。一方、全国

協議会が掲げた重点要求の
実現をめざす闘いは全く不
充分であったと総括した。

チッソ水俣工場における

塩ビ職業病

-長野氏の不服審査請求勝利に向けて-

A5判 52ページ 200円+140円

熊本地域医療研究会 発行

二二八

大阪

全国の闘う仲間の

期待に沿った組織体制を

・職業病認定問題に関する全国連絡会議・

7月26、27日の両日大阪部落解放センターにおいて、検討が必要とされてきた。職業病認定問題に関する全国連絡会議の世話人会が行なわれた。論議は主に全国連のこれまでの活動の中間

総括に集中したが、課題となっている組織再建については結論をもちこした。

南大阪

長期闘争への決意新た 第一回大会開催される

全港湾建設支部分科会

大阪、岡山、東京と三回の全国集会を開催してきたが、職業病認定問題に関するものより、被災者の職場復帰や地域共闘など、労働闘争の基本的問題についての論議が中心となつており、これらの参加者の要求にこたえるためにも、全

両日にわたる討論の中でもこの点に集中したが、結論としては全国的な労災職業

認された。

問題にもとりくみ、資本のアキレスけんである労災職業病問題を中心にして闘いがとりくまれている。

当日は、全港湾の仲間と共に関西労働者安全センターに開かれた。

7月20日、大阪部落解放センターにおいて全港湾建設支部名村分会の第一回大

会が開かれた。名村造船は、昨年10月大工場を売却し、修繕専門の別会社（名村重機ドック）一貫して守り抜き闘つてき

た。その中でも、分会員雲々の交流、連絡体制がとりうるよう、全国連の組織体制の見直しを積極的に検討していくことになり、次回10月の世話人会で引き続き討論することになった。また以前から計画されている「職業病認定事例集」刊行に

ついては、その実現が再確認された。

その後の裁判提訴と、企業が名称を変えて労働者を切り、無責任な態度をとり続ける名村造船に対しても請の労災責任を追及し、現在裁判でも被告を追い込んだ。更には、本工労働者のマンガン中毒症、難聴問題にもとりくみ、資本のアキレスけんである労災職業病問題を中心にして闘いがとりくまれている。

当日は、全港湾の仲間と共に関西労働者安全センターに開かれた。

参加し、今までの闘いの成績を確認し、今後の闘いを共に決意しあった。

切をおこなった。七七年末から吹きあれた下請工の首会がもたれ、ロシア、朝鮮、中国語など世界各国の歌が

原発内労働被ばく裁判勝利へ向け

各地で学習会・講演会

・岩佐訴訟・

六年越しの裁判の結審をめつくした中で行なわれ、ひかえ、労災再審査が来年内に予定されている原発工場は、受け入れられた。

7月5日から8日まで九州各地の反原発運動団体にまづかれた。

5日熊本大自主講座、7日鹿児島県川内市、8日福岡市と三回にわたり、原発内で作業中に被ばくした経過、その後の電力資本のなりふりかまわぬ被ばく隠しの様子等を今後の闘いへの決意を込めて講演した。中でもすでに一号炉が建設中であり、二号炉の公開ヒヤリングが真近の川内市では、地元住民や市民が会場を埋

東京地評会館で「原発労働者の被ばくの実態と岩佐訴訟についての学習討論会」

が開かれた。去る7月3日八〇〇人を結集して「反核反原発、反再処理を闘う労働者・市民集会」を成功させ、より具体的に労働者被ばく問題を学習しようとの意気込みで、反原発を闘う団体が数多く参加した。

学習会は、敦賀原発で被ばくして裁判、労災闘争を闘っている「岩佐訴訟を支援する会」より闘いの経過と裁判での論争点について講演があった。休憩時間を含めて三時間の長時間にわたり講演にも関わらず、参加者全員が参考資料を手に熱心に聞き入っていた。

講演の後討論に入り、「原発ジプシー」の著者堀江氏の体験談も交えながら様々な意見が出された。特に被ばく労働者が増加しているという深刻な現実をふまえ、彼らの救済をどのようにし

ていくのかということについて論議が集中した。

夕方七時まで熱心な討論が行なわれ、8月5日の原水禁大会に労働者被ばく問題をより全国的に討論していこうと確認して、六時間に及ぶ学習会を終了した。

原発内労働被ばく損害賠償請求事件
(原告最終準備書面)

B4
157P
= 160円

同 再反論書

B4
百七十四頁
(八月五日発行)
¥1000円
半
¥160円

岩佐訴訟弁護団

ハロ・ニニハ集会

放射能の囚人
原発内労働の実態

△5判40頁
400円
= 140

労働者の力で原発を止めよう大阪実行委員会

地域に密着した運動を

第一回総会を開催

比花労働者センター

7月29日、比花労働者セ 域懇談会「自分達の健康は インターは第一回の総会を比 自分達で守ろう」の開催な 花会館において開催し、会 員を中心として約三〇名が 参加した。一年間の活動の 総括としでは「三原氏の労 災認定闘争などセンタ― の基盤がが拡充し、予想以 上の成果を収めた」としな がらも「まだ絶対的な力量 は極めて弱い」としている。

東京

公務員の脳卒中労災 中央審査会で訴え

大阪市職弘済院支部

反の職場をなくす闘い、住 電闘争支援などの九項目に わたる運動方針を確認した が、今年度の新しいとりくみとして、婦人を中心とし た共同購入運動の推進、地

域懇談会「自分達の健 康は自分達で守ろう」の開催な ど。地域とより密着した運動 に力を入れているのが特徴となっ ていている。そして、進が期待される。第一回田 まつめとして「センターは の地域懇談会は8月8日に まだ小さな集団であり、決っている。

ど。地域とより密着した運動 に力を入れているのが特徴となっ ていている。そして、進が期待される。第一回田 まつめとして「センターは の地域懇談会は8月8日に まだ小さな集団であり、決っている。

特別養護老人ホーム市立 弘済院は、様々な疾病をもつた寝たきり老人の介護施設である。工さんはここで

脳卒中労災としての労働は、非常な重労働であり、この職場では腰痛症やケイワントで悩む労働者が多数でている。また 辺の世話一切の責任を果してきた。容易に想像されるように、また実際この療母として、老人たちの身

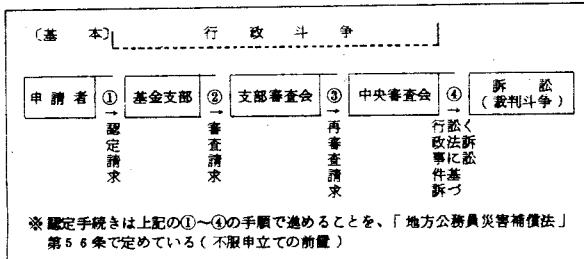
今後参加メンバーがそれぞれ自分のもち味をフルに発揮してこそ発展の力がわいくなる」としめくくっている

れで診療所の医師が参加し、工さんの職場である特別養護老人ホーム市立弘済院の職場実態、民間を中心に脳

卒中、心臓病に対して業務的結合の上に設立されたものであり、今後の着実な前進が期待される。第一回田

て治療所の医師が参加し、工さんの職場である特別養護老人ホーム市立弘済院の職場実態、民間を中心に脳

公務災害認定請求手続図



時も気を抜けない緊張の連続の作業でもある。おまけに、平均月に二回程度は24時間連続勤務を強いられ、その後の休養は一日しか与えられないという非人間的勤務体制がしかれている。

工さんは昭和五十年十二月五日、この24時間勤務を終えた後、自宅で就寝中のため倒れたのである。以前からあつた心臓弁膜症で心臓病であるにもかかわらず何の配慮もしなかった当局の健康管理責任も重大な問題点である。しかし、地公災基金大阪市支部は弁膜症による脳栓ソクは致命的な病氣で、寝ていようが働いていようがいつでもおり得るのだという、弘済院の労働実態を全く無視した許し難い理由で公務外との判断を下した。

職の中てきた血栓（血の固まり）が血流に乗って脳に到達し、脳の血管をふさぐ脳栓ソクという病氣である。これは弘済院での長年の過重な労働の身心への負担が根本的原因であり、直接に是発作前日の過酷な24時間勤務がひきがねになったものであり、公務上災害であることと結論し公務上申請を行なったのである。工さんが

工さんは昭和五十年十二月五日、この24時間勤務を終えた後、自宅で就寝中のため倒れたのである。以前からあつた心臓弁膜症で心臓病であるにもかかわらず何の配慮もしなかった当局の健康管理責任も重大な問題点である。しかし、地公災基金大阪市支部は弁膜症による脳栓ソクは致命的な病氣で、寝ていようが働いていようがいつでもおり得るのだという、弘済院の労働実態を全く無視した許し難い理由で公務外との判断を下した。

職の中てきた血栓（血の固まり）が血流に乗って脳に到達し、脳の血管をふさぐ脳栓ソクという病氣である。これは弘済院での長年の過重な労働の身心への負担が根本的原因であり、直接に是発作前日の過酷な24時間勤務がひきがねになったものであり、公務上災害であることと結論し公務上申請を行なったのである。

支部はこのため、さらに意見なるものの陰に逃げこ取りくみを強め地公災基金にて職場実態をかえりみないものであった。こうして、大阪市支部審査会に審査請求を行なったが、再びこれ支部は現在の公務員災害の理由は原処分庁の言い草と中央審査会に再審査請求事実上同一であり、医学的を行なったのである。

支部はこのため、さらに意見なるものの陰に逃げこ取りくみを強め地公災基金にて職場実態をかえりみないものであった。こうして、大阪市支部審査会に審査請求を行なったが、再びこれ支部は現在の公務員災害の理由は原処分庁の言い草と中央審査会に再審査請求事実上同一であり、医学的を行なったのである。

7月6日、静岡県伊東において全港湾中央の第二回労災職業病対策会議が行なわれた。今回の中心テーマは、今年1月に行なわれた粉じん作業実態調査（アンケート）に基いて、今後じん肺闘争をどう進めていくかという問題に置かれた。

現在、神戸、大阪、横浜など健診でじん肺にかかることを当面の闘争目標とし、

7月6日、静岡県伊東において全港湾中央の第二回労災職業病対策会議が行なわれた。今回の中心テーマは、今年1月に行なわれた粉じん作業実態調査（アンケート）に基いて、今後じん肺闘争をどう進めていくかという問題に置かれた。

7月6日、静岡県伊東において全港湾中央の第二回労災職業病対策会議が行なわれた。今回の中心テーマは、今年1月に行なわれた粉じん作業実態調査（アンケート）に基いて、今後じん肺闘争をどう進めていくかという問題に置かれた。

7月6日、静岡県伊東において全港湾中央の第二回労災職業病対策会議が行なわれた。今回の中心テーマは、今年1月に行なわれた粉じん作業実態調査（アンケート）に基いて、今後じん肺闘争をどう進めていくかという問題に置かれた。

静岡 全国の大港の粉じん調査実施を確認

そのために、この夏以降数

7月19日、関西地本大阪

港で粉じん環境測定を実施
し、基礎的データを収集し
ていくことが確認された。

また、大阪支部のうち大正内

港など数ヶ所の職場で粉じん調査を行うことを確認し、闘争に会の立場よりとりくむことが決定された。

その他、労災保険法改要

案についての討論、現在まで行なわれていた、全港湾労災職業病対策会議との協

り、神戸港において石綿肺の発生、肺ガンを中心とした職業性ガンの発生が剖検例を含めて報告された。同

どが討論された。

港湾病研究会は、全国的な課題別医療関係者のとりくみとして、その発展が期

全国から報告される労災認定反動化の実態

港湾病研究会

(代表・岡大衛生太田助教授) 全港湾労災職業病対策会議と並行して港湾病研究会

の第三回目が開かれた。九月が報告された。それに對

州、岡山、新居浜、神戸、大阪、横浜等の「港湾病」

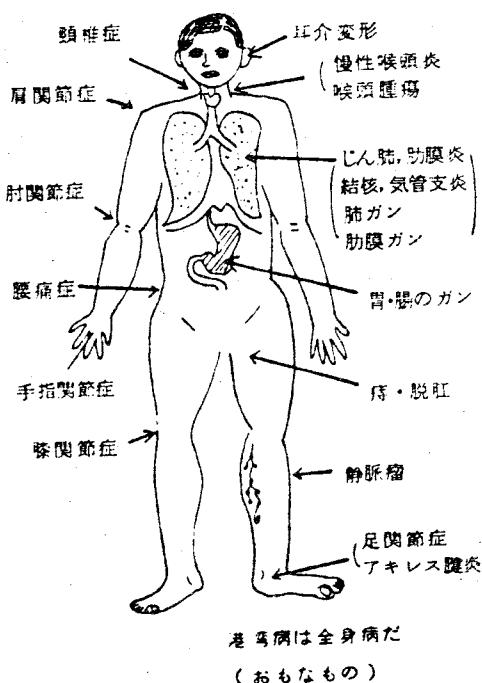
闘争にとりくむ医療関係者と弁護士等三〇名が参加した。

まず神戸の第八次申請、横浜の第一次集団申請闘争の結果報告があり、腰痛で

はレントゲン上の骨変化がなれば認めないとかケイ

また、じん肺に関しては

各港の健診結果の報告があ



北摂

保母の頸肩腕

不服申請で4名が公災認定

高槻市職労

以前（機関誌号）でして三人が公務上災害として認定されました。報告しましたが、保母の職業病で地方公務員災害補償基金大阪支部審査会に対し、勤務実態は保母の体調で審査請求をした四人に對する影響を与え、土曜

日の勤務、残業、相手保母が病気がちで、他の保母とくらべて労働に過重があつたとし、公務上の災害と認め定してきた。

いたん、公務外とされたものが審査請求で認定されたことは、一応評価できる。しかし、過去の基金の判断基準（厚生省基準、労基法、他の保母とくらべてとはまだまだ不満である。（他の一人は同和保育所で、保母配量基準、室の広さ等審査請求に対しても答えたことなく判断をしたこ

岩井悟

6月の新聞記事かき

- 6・3 超低周波公害が問題になっている奈良県香芝町で老女が転院直後に死亡
- 6・5 環境庁は新潟県の水銀病患者五人の不服請求を棄却
- 6・7 出産、労災等で年間稼動率が八〇%以下のものは昇給ストップにした製薬会社に対し大阪地労委は不当労働行為と認定
- 6・8 四頭筋短縮症の診断基準を厚生省は「正座」重視に手直しした
- 6・9 米国メキシコ湾で天然ガスのやぐらが爆発
- 6・13 大阪高裁で京都スモン患者六十五人が和解
- 6・14 四頭筋短縮症で新潟で三十一人が提訴
- 6・17 スモン訴訟で横浜地裁は田辺製薬の時効主張は不当だとして和解勧告を行なった
- 6・19 広島で香料工場が爆発、三人死亡六人ケガ
水道水に発ガン物質が含まれていると大阪大助手が指摘
- 米の核燃料会社で内部告発の女性が行方不明になった

夏期カンペのお願い

6・20 広島原爆被爆者四人が米上院で苦しみを証言した
 6・21 大阪で建設宿舎の焼死償えと遺族らが元請会社相手に裁判を提訴
 6・22 札幌高裁で無証明のスモン患者に関して和解勧告
 6・24 米国ニューヨークで四十二階建ビルで火事があり、一二五人がケガ
 6・27 原子力委員会は半径八〇キロを対象とした原発防災対策をまとめた

6・24 大阪で建設宿舎の焼死償えと遺族らが元請会社相手に裁判を提訴
 6・28 ペンジジンがやっかいな発ガン物質であることが大阪府衛研の調査で明らかにされた
 6・29 新型転換炉「ふげん」が運転開始以来始めて故障を起した
 6・30 ソ連の細菌工場爆発により、炭ソ病が発生し約千人が死亡したと米下院で発表された

関西労働者安全センターにとって八〇年のスタートは、労災裁判権のはぐ奪をねらう労災保険法改悪反対闘争一色に塗りつぶされた感があります。しかし多くの労働組合や被災者団体のたち上がりによって、去る五月十九日、改悪法案はついに「審議未了廃案」となり、闘いは勝利のうちに第一段階を終えました。

七一年の労働安全衛生法制定以来、政府・労働省の連続的な法改悪攻撃に対してようやく一矢をむくいことができたと思います。我々はこの大きな成果を少しても多くの人々と共有し、資本・政府の激烈な攻撃が予想される八〇年代の運動を進めていく原動力にしていきたいと思います。

一九八〇年六月一八日

関西労働者安全センター



いかだ労働者の 心筋梗塞で 不服申請で 労災認定勝ち取る! ・全港湾大阪支部安全衛生委員会・

阿倍野労基署の決定 あまいにもぐサンな

この決定によって逆にあべの労基署のスサンなやり方が明るみに出た。署は業務外の理由として「発症前の

大阪港いかだ分会が一年半にわたってとりこんできた元分会員であった寺岡一氏の心筋梗死死亡労災認定の結着がついた。大阪労災保険審査会があべの労基署の「業務外」との決定を取り消し、労災であるとの決定を下したからである。従来より我々がいかだ労働者には心臓が悪いものや、血圧の高い者が多い、これは職業病だと主張してきたことが、

全面的とはいかなくとも、そのほとんどが認められ、今後いかだを始め港湾労働者が心臓病などの労災問題にとりこんでいく大きな足がかりがてきたものとして高く評価している。

我々は昨年1月に労災申請した時

から、充分に調査をして慎重に結論

を出すようあべの署に何回となく申しおりてきた。それは、いかだ労働

者というのとは遠田で見る限りのんびりとした作業に見えその禍酷さがわ

からないことや、また大阪南港はあ

べの署の所轄であるにもかかわらず、従来からのいきさつて西労基署がパ

6月12日、大阪支部安全委員会、

七二年7月24日より8月17日までの間、海上作業とは違う連合市作業に

従事しているも、過激な作業とは考えられない」「(いかだ労働は)通常作業の反復で特に肉体的、精神的負担が認め難く・・・」としている

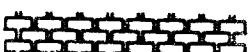
のは決定書において「動搖性高血圧症を有したる被災者が(いかだ作業という)精神的、肉体的負担の相当度存在する作業実態のもとで血圧の変化をくり返しつつ、発症前の(連合市作業という)異質業務によって負担の度を加え、血圧が上昇、増悪するに致り発作をおこしたとするのが相当」としているのと極立った対象をなしているのは興味深い。

トロールにあたっているという実態があつたからである。ところが實際はどうだったか。分会の労働者は労基署から調査にきてくれるというので、本船荷役がある時ポートを用意し、付添員まで待機させていたにもかかわらず、署は組合との約束を破り会社とのみ協議し、いかだ作業を行なつたのである。「そんなことで充分わかる」という分会の抗議に対しても「署の中に昔（一〇年以上前）いかだの経験がある者がいるので充分わかる」という返事。それでも分会員、遺族はその言葉を信じて決定を待つたのである。

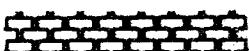
結果はどうだったのか。「最終決定前に話し合いをする」という約束に基づいて昨年5月に交渉がもたれた。しかし、署長は着席するなり「労災ではないと決った」と一言発言するや時間がないとつて退席し、署長室にかけこみ「今印をついた。文句があれば不服申請せよ」と連絡してきたのである。怒った分会員と

の間で二～三時間押し問答が続いたが「警察を呼ぶ」という居直りでらちがあかず、その場は押し切られた。その後、支部安全委員が署に再考を求める交渉をもつたが平行線であった。分会はさっそく職場集会を開き「不服申請しても、とにかく必ず勝利するまで闘う」とを万場一致で確認したのである。

行政への期待捨てる



労働者の健診など 山積する課題



不服申請をした際我々は労基局に対する「充分調査をするよう」再度申し入れた。今度は分会員も甘い考えはなかつた。松浦診療所健診部の協力を得て現場をハミリフィルムで撮映し、それを局にもちこみ審査官、局の役人に見せた。これは大きな反響があり「これは大変な仕事だ」という声が役人の間から始めて出てきたのである。安全センターとともに組合の意見書の作成、国立循環器病センターの足達医師の意見書提出とセントラルの足達医師の意見書提出と組合の考え方に対する理解を深めさせて、今年に入ってようやく「あべの署の調査は不充分」という見解が局から出てきたのである。

関西労働者安全センターの機関誌はこの7月号で通巻七五号となりました。一人でも多くの人に読んで頂こうと、その購読料はできる限り低くし、七六年3月号（二十二号）より四年間一部六〇円、年間購読料一五〇〇円（カンパ込）という水準を維持してきましたが、昨年より全文タイプ化し、そして紙代をはじめ印刷代の大幅値上げなどでどうしても値上げせざるをえない状況となりました。大変申しわけありませんが、先月6月号（七四号）より一部一〇〇円、年間二〇〇〇円（カンパ込）の新料金とさせていただしたことになりましたのでよろしくお願ひします。

新 料 金 表				
四 部	三 部	二 部	一 部	部 数
五〇〇〇円	四〇〇〇円	三〇〇〇円	二〇〇〇円	料 金・年額
に一〇〇円増 以上一部増えると		六 部	五 部	部 数
		六〇〇円	五〇〇円	料 金・月額



収 入	
会 費	256,000
機関誌	99,820
カンパ	641,773 ··· ①
パンフ	4,000
その他	7,000 ··· ②
計	1,008,593

支 出	
事務費	90,845 ··· ①
活動費	77,854 ··· ②
機関誌	71,500 ··· ③
送 料	11,255 ··· ④
人件費	190,000
計	441,454

①夏期カンパ461,673円と山合製作闘争勝利カンパを含む
②コピーデ、広告料

- ①6月家賃、共益、新聞 5月ガス
- ②社保4月 電話5,6月 比花センター7月分
- ③4月号印刷代
- ④含振替手数料

6月分収支 +567,139

7月へのくりこし 1,471,099

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻75号)

昭和55年7月20日発行

(毎月一回20日発行)

■表紙写真

コンテナの積み込みをする
全港湾大阪支部三黄分会の組合員

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28